

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0210	自動車修理等役務（日産車）（単価契約）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月30日(月)（11:15）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札の決定は、当該入札単価に発注予定数量を乗じた総価で行う。（契約は入札単価による単価契約とする。）なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応

札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 26日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

仕 様 書		
件名	自動車修理等役務（日産車）（単価契約）	仕様書番号
		作成年月日
		令和8年2月17日
大臣官房会計課		

1 総則

この仕様書は、自動車修理等役務（日産車）（単価契約）について規定する。

2 一般要求事項

- (1) 官側は、発注書（別紙第1）により契約相手方に対し役務を発注するものとする。
- (2) 契約相手方は、上記発注書及び当該車両を官側の指定する場所で受け取り指定の期限までに経済的かつ完全な方法で点検・調整・修理等（以下、整備という。）を完了し、官側の指定する納入場所で引き渡すものとする。
- (3) 契約相手方は、整備完了車両を引き渡すときに車両整備伝票（別紙第2）に所要事項を記入の上、官側に提出するものとする。また、内訳欄の部品名について使用した部品が自動車リサイクル部品もしくは新品部品の区別が出来るように、使用した部品のあとに（自動車リサイクル部品）又は（新品部品）と記入すること。
- (4) 契約相手方は、予め官側の承認を得た場合を除き、発注書により指示した整備箇所以外に不具合を発見した場合は、その都度速やかに官側に申し出て、その指示に従わなければならない。
- (5) 官側は、必要と認めたときは、随時契約相手方の整備工場等に立ち入り、その整備状況を監督することができる。
- (6) 契約相手方は、整備に際し交換した部品は、整備完了車両を官側に引き渡す際に返納するものとする。
- (7) 年間の予定修理等内容は、修理等一覧（別紙第3）のとおりとする。
 なお、故障診断の結果、当該車両の安全及び機能を維持するうえで修理、交換を必要とする箇所等を発見した場合は、修理箇所の見積書を作成し、官側へ提出すること。
- (8) 官側は、不要な整備（部品交換等）を防止するため、他社と契約相手方との整備内容を比較検討の上、契約相手方と協議し、必要な作業を指示する。

3 契約履行期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 検査

検査は、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5 その他

- (1) 契約相手方は、当該月に発注し、整備を完了した車両について、役務完了・検査調書及び内訳書（別紙第4）を5部作成し、速やかに官側に提出するものとする。
- (2) 部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く）については、自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取外され、品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取外され、摩耗又は劣化した構成部品を交換、再組立て品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）という。）を使用していること。ただし、自動車リサイクル部品として商品のないもの又は適時での入手が困難な場合は、新品部品による整備でも可とする。

また、修理等で発生した交換部品（不要部品）については、契約相手方の負担により適切に処分するものとする。
- (3) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、または使用させること。

また、本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証の提示を求めた場合、速やかに提示すること。
- (4) 防衛省市ヶ谷庁舎（新宿区市谷本村町5-1）から経路で5km圏内に自社の工場があること。
- (5) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月3日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。
- (6) その他疑義が生じた場合には、契約相手方は官側と協議しその指示に従うものとする。

車 両 整 備 伝 票

防衛省大臣官房会計課車庫 殿

整備工場名

担当者氏名

	年式・型	車名	車両番号	整備発注時 走行距離 (km)
整備車両				

整備期間 年 月 日 ~ 年 月 日

整備内容 一般修理 パンク修理等 オイル交換等

車検 法定定期整備

内訳			
修理項目・部品名	数量	単位	金額

整備所見：

整備完了車 受領確認

氏名

役務完了届・検査調書

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 殿

1 役 務 名	
2 履 行 場 所	仕様書のとおり
3 金 額	
4 履 行 期 限	令和 年 月 日
5 完了年月日	令和 年 月 日

上記の役務を内訳書のとおり完了しましたのでお届け致します。

令和 年 月 日

請負者住所
会 社 名
代 表 者 名

検査年月日	令和 年 月 日
検 査 官	

内 訳 書

番号	項目	車種・型式	数量	単位	単価	金額
小計						
消費税額及び地方消費税額						
合計						

年 月 日

自動車修理等役務（日産車）（単価契約）発注書

殿

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課会計管理官

下記のとおり、発注する。

1 納期 年 月 日

2 内訳

番号	項目	車種・型式	数量	単位	単価	金額
小計						
消費税額及び地方消費税額						
合計						

上記のとおり、発注されたい。

支出負担行為担当官

防衛省大臣官房会計課会計管理官 殿

大臣官房会計課

車庫長

修理等一覧（日産車）

番号	項目等	車種	型式	予定数量	単位	備考
1	オイル交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
2	12カ月点検	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
3	パンク修理	日産セレナ	DAA-GC27	12	本	
		日産エルグランド	DBA-PE52	4	本	
4	タイヤ交換	日産セレナ	DAA-GC27	12	本	タイヤは官給する
		日産エルグランド	DBA-PE52	4	本	タイヤは官給する
5	タイヤ交換 (冬タイヤ⇄夏タイヤ)	日産セレナ	DAA-GC27	24	本	タイヤは官給する
		日産エルグランド	DBA-PE52	8	本	タイヤは官給する
6	ホイールバランス	日産セレナ	DAA-GC27	12	本	
		日産エルグランド	DBA-PE52	4	本	
7	エンジンオイル交換	日産セレナ	DAA-GC27	15	L	
		日産エルグランド	DBA-PE52	5	L	
8	バッテリー交換 12V	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
9	オキシジョンセンサ交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
10	ワイパーブレード ASS Y左右交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
11	フロントワイパーラバー 左右交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
12	リアワイパーラバー交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
13	クリーンエアフィルタ交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
14	エアクリーナーエレメント 交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	

番号	項目等	車種	型式	予定数量	単位	備考
15	オイルフィルタ交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
16	フロントブレーキパッド 左右交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
17	リヤブレーキパッド左右交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
18	ブレーキフルード交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
19	発煙筒交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
20	クリーンファンモータ交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
21	クーラント交換（LLCを含む）	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
22	ファンベルト交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
23	エンジンキー用電池交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
24	ラジエータキャップ交換	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
25	故障診断	日産セレナ	DAA-GC27	3	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
26	フロントショックアブソーバ 左右交換	日産セレナ	DAA-GC27	1	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	
27	リヤショックアブソーバ左右交換	日産セレナ	DAA-GC27	1	台	
		日産エルグランド	DBA-PE52	1	台	